

地方公務員等共済組合法施行令及び平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（概要）

総務省自治行政局福利課

1. 概要

平成30年度における旧地方公務員等共済組合法による給料年金改定率の改定等を行う。

2. 改正の内容

① 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び同法附則第 61 条第 1 項に規定する年金である給付（以下「改正前地共済法による職域加算額等」という。）については、平成 27 年 10 月 1 日の同法の施行後に地方公務員共済組合が支給することとされ、その年金額の水準については、被用者年金制度の一元化後の厚生年金保険制度における年金額の再評価に係る規定を適用し、毎年度 4 月に現役世代の賃金や物価の動向に応じて再評価率を改定することとされた。

今回、国民年金法施行令等の一部を改正する政令により、平成 30 年 4 月から適用される厚生年金の再評価率の改定が行われることにより、改正前地共済法による職域加算額等の年金額の水準も改定されることとなる。

他方、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号。以下「昭和 60 年改正法」という。）附則第 98 条第 1 項に規定する給料年額改定率（※）については、被用者年金の一元化後は、「平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令」（平成 28 年政令第 132 号）により規定されていることから、同令を改正することにより平成 30 年 4 月から適用される当該給料年額改定率の改定を行う。

具体的には、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 43 条の 2 から第 43 条の 5 までに規定される厚生年金の再評価率の改定ルールによると、平成 30 年度の年金額は、指標となる物価変動率（0.5%）が名目手取り賃金変動率（△0.4%）より高くなり、かつ、名目手取り賃金変動率がマイナスとなることを踏まえ、改定を行わない（×1.000）こととなる。

これを踏まえ、平成 30 年度の給料年額改定率についても、改定を行わない（×1.000）こととするため、所要の規定の整備を行う。

※ 退職年金など昭和 60 年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法による年金（既裁定年金）の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和 60 年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。

② 上記の改正のほか、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）において、その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 43 条の 2 から第 43 条の 5 まで
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 25 条、附則第 20 条
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 61 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第 102 条の規定（同法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 98 条第 4 項 等

4. スケジュール

公 布 日：平成30年3月30日
施 行 日：平成30年4月1日